

常時介護とは・・・

常時介護とは、病院などで原則として週3日以上かつ週16時間以上看護に従事することをいいます。又は、自宅において病臥の状態にあるのを看護するもの、親族に身体障害者等がいて、その介護に従事するものをいいます。なお、病院、特別学校及び障害児（者）施設等に、通院、通学、訓練のため原則として週3日以上かつ週16時間以上付き添いをしているものも含まれます。